

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○	道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第一条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）	1
○	道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）	4
○	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）	5
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）	10

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第一条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（安全運転管理者等）

第七十四条の三（略）

258（略）

9 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

（罰則（略））

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

二（略）

三 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四 次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反して、酒に酔った状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

第百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けている者（第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができるとされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しないで（第八十条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）運転した者

二 六 （略）

七 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（前条第一項第三号の規定に該当する者を除く。）

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ 第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為

ロ 第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

ハ 第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

ニ 第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項の規定の違反となるような行為

ホ 第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為

ヘ 第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為

ト 第五十四条（警告器の使用等）第二項の規定に違反する行為

チ 第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

リ 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為

ヌ 第七十五条の八（停車及び駐車）の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反したとき。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反したとき（当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るも

のとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反したとき（前条第二項第二号に該当する場合を除く。）。
第七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 第八十九条（免許の申請等）第一項、第一百一条（免許証の更新及び定期検査）第一項若しくは第一百一条の二（免許証の更新の特例）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一百一条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）若しくは第七十七条の三の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第八十五条（第一種免許）第五項から第十項までの規定に違反した者

四 第八十七条（仮免許）第二項後段の規定に違反して自動車を運転した者

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。
二 （略）

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五 （略）

3 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき（第七十八条第二項第一号に

該当する場合を除く。)

二・三 (略)

四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反したとき(第一百八条第二項第四号に該当する場合を除く。)

五〇八 (略)

3 (略)

第一百九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する行為(その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。)をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)第一項、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐車の方法の特例)、第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)の規定の違反となるような行為

二 第四十七条(停車又は駐車の方法)第二項若しくは第三項又は第七十五条の八(停車及び駐車禁止)第一項の規定の違反となるような行為

2 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

3 (略)

○ 道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条並びに附則第六条、第十一条及び第十五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 (略)

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（自動車の使用の制限の基準）

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
法第一百七十七条の二第四号の違反行為	法第一百七十七条の二第一号の違反行為
法第一百七十七条の二第五号の違反行為	法第一百七十七条の二第三号の違反行為
法第一百七十七条の二の二第八号の違反行為	法第一百七十七条の二の二第一号の違反行為
法第一百七十七条の二の二第九号の違反行為	法第一百七十七条の二第一号又は法第一百七十七条の二の二第三号の違反行為
法第一百七十七条の二の二第十号の違反行為	法第一百七十七条の二の二第七号の違反行為
法第一百八条第一項第四号（法第七十五条第一項第五号に	法第一百八条第一項第七号の違反行為

係る部分に限る。)の違反行為

二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事情
法第百十八条第一項第四号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）の違反行為	（略）	一 （略） 二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七条の二第四号若しくは第五号、法第百十七条の二の二第八号から第十号まで若しくは法第百十八条第一項第四号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八条第一項第四号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第五号、法第百十九条第一項第十一号若しくは法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした者であること。
法第百十八条第一項第五号の違反行為	法第百十八条第一項第二号の違反行為	三 （略）
法第百十九条第一項第十一号の違反行為	法第百十九条第一項第三号の二の違反行為	三 （略）
法第百十九条の二第一項第三号の違反行為	法第百十九条の二第一項第一号又は第二号の違反行為	三 （略）

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定め

る期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に対する指示	罪
(略)	(略)	法第百十八条第一項第一号又は第二項の罪
(略)	(略)	法第百十八条第一項第二号の罪
(略)	(略)	法第百十七条の二の二第七号の罪

表二・表三 (略)

2 (略)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 (略)

2・3 (略)

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

二・三 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一～三 (略)

四 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。

）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一

項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日を取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第一百七条の二の二第八号から第十号まで若しくは第十二号の罪、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第一百九条第一項第十一号の罪又は法第一百九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第六六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七条、法第一百七条の二第一号、第三号若しくは第六号、法第一百七条の二の二第一号、第三号、第七号若しくは第十一号、法第一百七条の三、法第一百七条の四第一号の二若しくは法第一百八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第一百八条第一

項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八條第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五條の規定に違反する行為をしたとき。

四（略）

2（略）

（危険行為）

第四十一條の三 法第八十八條の三の五の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一（略）

十三 法第六十五條（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為（法百十七條の二第一号に規定する酒に酔つた状態とするものに限る。）

十四（略）

十五 法百十七條の二第六号又は法百十七條の二の二第十一号の罪に当たる行為（アルコールの程度）

第四十四條の三 法百十七條の二の二第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

別表第二（第二十六條の七、第三十三條の二、第三十三條の二の三、第三十四條の三、第三十六條、第三十七條の三、第三十七條の八、第三十七條の十、第三十九條の二の二関係）

一（略）

備考

一（略）

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 130 「麻薬等運転」とは、法第百七十七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。
- 131 「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百七十七条の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。
- 132 (略)
- 1 3 (略)
- 4 「妨害運転（交通の危険のおそれ）」とは、法第百七十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為をいう。
- 5 3 128 (略)
- 129 「酒酔い運転」とは、法第百七十七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）

（道路交通法施行令の規定の読替え適用）

第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定 (略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条の六第一号 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	下欄に掲げる違反行為（運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車（以下単に「随伴用自動車」という。）の運転者については、法第百十八条第一項第七号の違反行為に限る。）	

(略)	法第百十九条第一項第十号	る法第百十八条第一項第五号
	法第百十九条第一項第十号	運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条第一項第十号
	法第百十九条の二第一項第三号	運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条の二第一項第三号
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	法第百十七条の二第四号	運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二第四号
法第百十七条の二の二第八号	法第百十七条の二の二第八号	運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二の二第八号
(略)	(略)	(略)

(営業の停止の基準)

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。

イ・ロ (略)

- ハ 法第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十五条第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは法第二条第五項に規定する運輸代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数

行	為	点数
---	---	----

(略)

二
四 (略)

<p>(略)</p> <p>五 法第十四条第二項の規定に違反する行為又は運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第七十四条の三第二項、第七項若しくは第八項の規定に違反する行為</p>	<p>一点</p>
--	-----------